

4. 6. 6 部分改修工法

部分改修工法は、次による。

- (1) 薄付け仕上塗材の場合は、4. 6. 5 (a) から (d) により既存部分との模様を合わせを行い、全面に上塗補修材又は可とう形改修塗材を塗る。
- (2) 厚付け仕上塗材及び複層仕上塗材の場合は、4. 6. 5 (e) から (i) までにより下塗材及び主材で既存部分との模様合わせを行い、全面に上塗材又は可とう形改修塗材を塗る。
- (3) 防水形複層仕上塗材の場合は、4. 6. 5 (j) から (l) にまでにより下塗材及び主材で既存部分との模様合わせを行い、全面に上塗材を塗る。